

## 第 14 回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

日 時：H21.2.10(火)10:00 11:20

場 所：議会棟 6F601 特別委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（10名）、事務局

資 料：第 14 回議員提出条例に係る検証検討会事項書

資料1 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例（平成 15 年三重県条例第 31 号）の規定又は運用の在り方について、見直しのための議論のたたき台（座長案）

資料2 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定又は運用の在り方について、見直しのための委員意見

### 検討会議事録 概要版

委員：ただいまから、第 14 回議員提出条例に係る検証検討会を開催いたします。

前回、1月30日の第13回検討会では、三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例について、執行部から説明を聴取したところでございます。本日の第14回検討会においては、当条例の見直しの具体案や、その理由等について委員間で討議を行いたいと考えています。その上で、本日の討議を踏まえ、委員各位のご意見を後日、紙でご提出いただきたいと思いますと考えております。さらに、今後の見通しとして、その提出いただいた委員各位のご意見を検討の上、次回の検討会で見直しの具体策としてお示しし、取りまとめに向けて進めていきたいというように考えております。

本日の議論のたたき台とするため、資料1を用意いたしました。資料1には、見直しの具体案として案1から案6まで挙げております。今回の見直しは、報告等を簡素化する方向で行うこととなる見通しであるため、そのような案を列挙いたしました。もっともこの案は、議論のたたき台としての案です。このため、本日はこの案に捉われることなく委員で討議をし、検討を深めてまいりたいと考えています。資料1について、事務局から説明させます。

事務局：（資料1について説明）

委員：今、ご説明をいただきましたことについて皆様のご意見をいただきたいと思います。この検討会においては、広い視点からどのように補助金等の適正化を確保するかという立場で議論をいただきたいと思いますように思っております。皆様方のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員：私は、まずは報告の簡素化という点については、当局からいろいろと要求されてきているけれども、前回も言いましたが、ネット上での報告ということでは困るということです。文書でということですね。今回の検討の中には、そのネットということは出ていませんけれども、やはり文書で欲しいというのが基本的です。

そして、1千万円以上の補助金、報告を引き上げるという、これは、私は反対です。

やはり、せめて1千万、私は少額補助金も含めて全部出してほしいと思います。少額の補助金などというものは、この頃本当に零細な、例えばかつては障害者団体に対する補助金などもいろいろありましたけれども、このようなものがほとんど全部消えてしまっていたという印象を持っています。まだまだ若干は残っているようなものもありますけれども、というのは、すべてそういう意味では、補助金というものは一体何件でどれだけあるのかということ、トータルの一覧で良いのでそれはそれで各部分別でも一度ほしいと思います。何件あって、いくらあるのか。この間聴きましたら、1千万円以上で訂正がいくつでしたか。632 ですよ。だから、これくらいは一覧表にして出してもらおうというのは、それほど大変なことではないのではないかと思いますか、どうせ当局も補助金一覧のようなものはつくるわけでしょうから、それは合作すればできることではないかと。

ただ、その検証とか、あるいはその実績調書だとか評価だとかというようなことは、本当に大変な作業かもしれませんが、その評価も果たして自己評価で良いのかどうかという辺りが気になることです。これが本当に議会側からもきちんとチェックできるような評価ができると一番良いと。それにはどんな手立てが、より細かい資料がということになると、それはそれで大変だろうという思いはするのですが、ただ私はその意味で、補助金の相手先も、例えば県が出資している法人に対する補助金というものもありますよね。それから、負担金もありますよね。補助金等というのは負担金も入るといったことですよ。それから、いわゆるいろいろな財団法人だとか社会福祉法人だとか、様々な公益法人があるわけですが、その法人対象がどのくらいあるのかと。それから、一般企業がありますよね。それから、市町がありますよね。だからその辺りの内訳も明確にしてもらいながら、ルールによって決まっているような市町への補助金などの場合には、あえてそれは必要なかということも検討の対象になるかもしれませんが、私はやはり一般の私企業であるとか、あるいはそういう県にかかわりの深い公益法人だとか、その辺りの関係も分かるような資料があると良いと思います。ザッと資料として出ているのはこれだけだともらっていますけれども、そんなことを検討できるような材料に。

それから私は前にも少し言いましたけれども、こういう関係団体に県のOBなどが派遣されている、それは派遣ではなく再就職されているといったようなことなど、いわゆる天下りなどというものが今、国会でも大問題になっていますよね。県のものとは全然違うということもよく分かります。再就職される県職員の大事な役割も、それはそれで私も認めていますけれども、しかしながらやはり多額の補助金が行っているところへ県の幹部が天下って行っているとか、あるいは最近では問題にもなっていましたよね。12年も居座っておいて早く代わってくれと言ったって代わってくれないというようなことで、新聞にもでかでか書かれてしまったり。こういうものも、やはり三重県のOBも一緒ではないかというようなことにもなっているので、そんな人がいると、皆が皆そうではないのですけれども。

ですから、やはりこの際、私はそういう意味で、県幹部のOBが個人名までどうこうというのではなく、何人が行っているのかということも含めて明らかにするなりして、補助金の適正化なり公正化なりということ、やはり判断できる材料というものが当然資料として出すべきではないかと思えます。

委員：今、委員のおっしゃった資料について、事務局の方でできますか。

事務局：今、委員がおっしゃった、こういうものを検討できる資料というのは、最終的に補助金の条例に基づく資料ということですか。それともこの検討会で検討する材料としての資料ですか。

委員：条例に基づいての資料というものは出ているし、もらっている。それをざっと見れば良いのですが、その中にはいろいろと補助金という名前だけでも、補助金やら負担金やら利子補給金もその中に入るのでしたか。その他反対給付を受けていない給付金も。相手が市町であったり、それから全くの民間の団体、企業であったり、それから県の外郭団体のような似通ったところの出資法人などもあったり、その辺りを一度分類してこれくらいが出ているというようなことで、何かまとまって判断できるというか、それがあると良いと。私は、どこまでそれを出すのがいいか。例えば県が出資している法人の場合には、それぞれの団体で出資率によって補助金も出るわけですね、報告で。あれだけで良いのかということはあるけれども、少し何か論議できるような材料が欲しいと思えます。

委員：例えば市町なら市町で何件でいくらか、あるいは県の外郭団体が何件でいくらか、交付先ごとに種別ででしょうか。

委員：補助金という名前だけですべて出すのが良いのかどうかと言いますが、それはかなり煩雑になるのでしょうかけれども、条例によっても一定きちんと規定されているから、市町への補助金というのは、あれはルール化されているので良いのかという気もするのですけれども、という思いがあったり、例えば乳幼児の何とかで補助金についてだっと出ますよね。障害者医療費の公費負担で県からの補助金が出ますよね。ああいうものは一定のルールがあるのですからさじ加減があるといえるか。一定の子どもの数によってどうこうというルールになっているのですよね。

事務局：具体的な算定方法は各部別の要綱等ですので確認しなければ分かりません。

委員：それで、今、委員がおっしゃっていることなのですが、ここでは、いかにしてチェックするかという議論だと思うのです。ただ、この場での議論は、団体ごとになぜこうしたかという実績の議論ではないと思っているのですが、チェック方法が甘いなら甘いでどうするかということの議論は必要だとは思っているのですが、ちょっと委員のおっしゃっていることは違うと。

委員：だから、例えばものすごく量が多いのだと言うけれども、市町で出しているような補助金の数がそんなにたくさんあってというのであれば、これは別に報告しなければならないという議論もできるのではないかと思いがするだけです。今、実績やら調書やら、あれを全部持ってきてなかなかきちんとまとめていないので。

委員：交付先ごとに大まかな枠組みごとに、632件多いですね。例えば市町が何件でいくらか、区分けした資料とかは。

事務局：前年の実績なり年次報告で、例えば拾い出すことになると思うのですが、例えば今の検討会の議論として、市町への補助金については良いのかという議論もされるという。

委員：場合によってはそういうことも良いのではないかという思いもいたします。あえて多いから削れという議論ならば、ということをお私に思うだけなのです。

事務局：この見直し案は、簡素化の方向ということでの案でございます、これは大切だということで残すということであれば、検討会としてはそういう方向になるのかと思います。

委員：金額で区分けて報告義務があるわけですね。交付先によっては、もうこれはいいですという話になるのであれば、それはそれでどのくらいの件数があるかということ把握させてもらったら良いと思います。632件の交付先の内訳と言いますか、自治体が何件とか、そういうおおまかな部分で拾っていただければ、とは思っています。

事務局：事務局の中でも話をしまして、この条例の目的で考えますと、国の義務的な補助というものについて、果たして報告義務があるのかというようなこともあわせて議論していただければ、額の方の議論もございませぬけれども、例え7千万円とした場合でも、かなり件数としては減らすことができるし、事前的に必要なところの議論はしやすくなるのではないかという意見もございまして、今の意見にあわせましてご議論いただければと思います。

委員：要は、県をトンネルで通っていただくだけの補助金とか、そういうことも含めて一度どれ位あるか資料でお願いしたいと思っております。他に何かご意見はありませんでしょうか。

委員：前にも申し上げたのですが、現実的にどの調書を見ているのかということ、確かにこの5条関係の、予算に係る補助金等に関する資料、これは見るという気がするのです。前にも申し上げました、6条関係の交付決定実績調書は私はほとんど見ません。それから評価調書というのは、これも見ません。あと、交付実績、8条関係もこれもあまり見ないです。補助金等の見直し状況というのは、この一番最後ですね。前の検討プロジェクトの資料でも、6条、7条、8条のところを条例改正で検討するという方向で前はなっていますよね。会期に関する検討プロジェクト会議での資料で。

それで、元々のこの前、話を聴かせてもらったのは、発端がシャープへの補助金の話からこの話が始まったというようなことを考えると、いわゆる高額な補助金を出すことについて、議会の方でチェックなりといったものができるかどうかというような議論からこの条例が始まっていて、それでこういうものをつくったと。実質的に執行部側もそれで議会に対して協力的にやっていたのだと思うのです。効率化、簡素化という面もやはり考えてほしいということ、それもそうだという気もします。そうすると、ホームページという議論が乱暴なら、例えばその7千万円以上というのは、私の方から見ると7千万円にこだわる必要は全くなくて、例えば議会の議決の契

約の案件は5億円以上です、ならばもうそこまで引き上げて5億以上の補助金についてだけ紙ベースでもらうなど。何らかの整合性がある、変えていくところでも多分シャープはチェックできるはずですし。それくらいの額まで思い切って引き上げて、それでかなり減らしてしまうということも可能ではあるかというように思います。

それと、年2回の議会になるとタイムリーでなくなるというのも一つのあるかと思っています。今までは2、6、9、11でこういうものが出ていたけれども、これから年2回というようになれば、出し方が変わってくるのではないかというようなこともあって、交付決定やら交付実績というものは、最終的にまとまっていたとしても良いのではないかというように思います。

委員：今日お示ししたおおまかな考え方は、予算時期には金額の多寡については別にしまして、予算の時期に資料提出をいただくと。最後は、交付決定の実績と評価をまとめたものを出していただくと。それでいかがでしょうかという考え方をお示しさせてもらったのでしょうか。他にご意見ございませんでしょうか。

委員：皆様、意見がないようですので。自分なりに考えますと、簡素化という以前にペーパーレスを考えていくことが必要なのではないかと思います。その上で、やはりチェック機能が低下しないようなペーパーレス、これを検討することが一番大事ではないかというように思っておりますので、私としてはそういう方向で審議すべきではないかと思っております。ですから、何でもかんでもチェックしてと言いますと、本当に大事な重要な情報というものが分からなくなってしまう可能性があるのですよね。たくさん数字があることによってなかなか中が見えないですから。

ですから、やはりそのところは集中して議論できるような形での資料というものを模索していかなければいけないのではないかと私としては思っておりますので、今の方向で金額は別にして。私としては、金額は現状のままにして、先ほど委員がおっしゃっていましたが、ホームページはいけないと言いますが、あれは基本的にいつでも自分の好きな時間で見られるということで、ホームページはやはり大事にしていかなくてはいいないだろうというように思います。その点に関しては、すべて書類でというのは、私はもうそういう時代ではないというように思っております。

委員：他にご意見はいかがでしょう。

委員：言葉の使い方なのかもしれませんが、簡素化と言いますと、いかにも議会としての関心の低下のように聴こえるような気がするのですが、今、委員が言われているように、重点化という意味でもう少し対象を絞ってということは良いと思います。実際に、委員がおっしゃられたように、私もまだ6年しかおりませんが、この6年の間にこの報告等で大議論になった記憶というものがないのです。予決の分科会でも、本当に市町に対するものについてはほとんど議論がないかと思えます。一部、民間の企業さんとかバスのこととか、そういうことでどうなのかという議論があった記憶はありますが、この調書をもって善し悪しを議論したということはなかったと思います。もう少し調書そのものも考えても良いのではないかと。その代わり、重点化

する中でよりもっと違う角度での情報というものをいただくとか、そのようなことを考えていく方が有益ではないかと思えます。

委員：ありがとうございます。

委員：ネットの問題は、ネットでも見られるようにしておいてもらえば良い話だと私は思うのです。ネットで見てください。だから資料はもう出しませんという姿勢ではおかしいということ、私はあえて強調しておきたいです。ネットでいろいろと工作したり比較検討したりという可能はありますけれども、やはり文書できちんと見るということの重要性もあると、この間もこのような議論はしたと思えますが、私たちの世代はということもあえて。

それから、私は簡素化ということならば、例えば先ほども少し言いましたように、市町村に対する交付決定している交付金なり補助金なり負担金なりという点で、これはこの間、配っていただいた資料の中でも例が示されていますけれども、市町村合併支援交付金というもので、どこどこ市町村に対していくらで、事業内容で、交付の目的や理由なり、実現しようとする施策なり、補助金の交付以外の方法の可能性なり、担当課でどうこうと、このようなものは、同じ理由やら何やらというものが全部何ページにもわたって書いてありますよね。このようなものは無駄な話で、何もだから補助金交付決定しましたものはこうですと市町村の一覧表を書いてくれたらそれで済む話ですよね。共通するもので、理由は別途。特にこの市町の合併だけは余分に上積みしたというのであれば、それはその理由を書いておいてもらったら良いですけども、そのようなことはありませんから。それぞれ同じ理由しか書いていないわけですから。

というようなこととか、あるいは漁協なら漁協に対する一連の補助金であるとか、農協なら農協とか、それから先ほども少し話がありましたバス路線、バス路線も細かく挙げれば、一覧表にして出せば済むような話とか、あるいは農業の集落補助金で繰越のためとか何とか、同じようなものが出ていますけれども、それで、やはり私はそういうことは簡素化すればできるはずだと思います。それこそペーパーは減らせるという思いがします。

先ほども少し前からの話で、ちょうど議会事務局も出てみえて話をしてみえた時ですが、とにかく北川知事の時にシャープのトップとの交渉で90億円と決めてきたという話で、それがそのまま押し付けられてきたわけです。何の根拠かということ、根拠はありません。なぜ90億円かということ、分からないということで、結果として後からいろいろと理由は付けましたけれども、それで大問題にもなりました。いかに知事の専決と言えども、そのようなものがまかり通るなどという議会を無視した馬鹿な話があるかということ、あの時は県議会でも大問題になったのです。そして、きちんとした条例化をなささいという、後追い条例になったわけです。企業立地促進条例というような形で条例化して後追いで決めてきたということもあるので、そういったようなことの教訓から、やはり何でもかんでもというようなことでもってやったり、あるい

はまたそれこそ知事の意向に叶うようなところに補助金を渡してあげるとか、選挙目当てにみたいなことになったら、これはもうまた大問題ですから、そういう意味での公明と言うか、公正な補助金のという、それでこの条例の文言にもなっているわけです。

だから、その意味では、公正で透明度の高い効率的な県政運営の実現を図ることが目的なのです。大議論になったことがないというのは、これはある意味では、これだけ資料を出してもらっているのですが、我々がそれを十分チェックしてきたのかどうかということが問われるということですね。これは議会の問題だということにもなりますし、そうだと思うのですけれども。当局は当局で、私はやはりぜひ親切に言ってほしいのは、この補助金はもうやめましたよとか、これはこうこういう理由ですよとか、この補助金は多額に増やしました、それはこういう理由ですとかというのは、これは委員会などの審議でも大いに出してもらいたいということです。そのことによって議会の評価もできるということにもなるので、こんな点は一覧表で出しているからそれを比較検討してと言ってみても、去年のやつを出そうと思うとなかなか大変だということもありますし、去年との比較で増減ができるという表ではないもので、だからなかなか十分論議ができないという問題もあるというようにも思うのです。

だから、私はその意味では、資料を削ってそれでもうこれで良しとせず、問題点が鮮明になるようにと言いますか、やはり県の意思が明確に示せるような提起もしてもらいたいということを要求しておきたいと思います。

委員：他にいかがでしょうか。また追って。

事務局：今の委員のことで、例えば、5条、7条では、一つの事務事業につき、一つの補助事業者等に対して7千万円あるいは1千万円ということで、条例の文言になっておりまして、それを例えば見直すかというような議論になるのかと。

委員：いかがでしょうか。ご意見のない方も含めて、後ほどお示しをいたします紙ベースでご意見をいただくということにさせていただきたいと思いますので、そのような方向でよろしいでしょうか。

それでは、本日の議論を踏まえて、あるいは委員各位で調査なり、あるいは検討された当条例をどのように見直すか、本日の資料1としてたたき台をお示しさせていただきましたけれども、資料2をご覧くださいと思います。この資料2によって、各委員のご意見をいただきたいというように思っております。ご意見なり、あるいは理由なども含めてご記入いただいて、お願いしたいというように思っております。提出していただきますのは、2月の16日16時まで事務局の方に提出をお願いしたいと思います。よろしくお申しいたします。ご提出いただきましたご意見等につきまして、検討の上、次回の検討会で見直しの具体策としてお示しをし、討議を進めながら取りまとめに向けて進めてまいりたいというように考えておりますので、よろしくお申しいたします。

次回の検討会は2月18日10時から開催いたしますので、よろしくお申しいたします。

す。本日の議事は以上であります。

委員：すみません。その他の方で。一度、事務局なりで調べてほしいということがあります。この前からの説明を聴いておりまして、ものすごく思っていたことがありますので一つ言わせていただきたいと思います。

例えば契約とか委託とか、請負に関しては、暴力団等のいわゆる犯罪団体と言いますか、そういうところは排除条項が全部入っていると思うのです。補助金に関しては、どこにも何も無いというようなことで説明を受けたと思います。それでもしのでければ、三重県でこういう条例があるなら、この補助金等を渡す団体については、排除条項も検討できないのかということ。今、どのようになっているのかということ、事務局の方で調べていただければと思うのです。例えば他の県でもこういう補助を出すことに関しての規定があるところは、三重県だけか、全国的にもそういうものが全くなくてということなのか。本来は、補助金をどこかの自治体であれば別ですけれども、民間団体へ補助金を出すということには排除条項はあってしかるべきだろうと。この辺りが実際はどうかということがよく分からないので、一度調べていただければと思います。

委員：よろしいでしょうか。では、そのように資料の関係をお願いしたいと思います。本日の議事。

委員：これは私自身の反省も含めて皆様方をお願いしたいわけですが、実は昨日、例の石原産業のフェロシルトで大変迷惑をかけたと言いますか、むしろあの人たちが摘発をされたというような状況で初めて問題化されてきた、岐阜やあるいは瀬戸市の皆様の中で代表の方々がみえて皆様にも陳情書を、なかなか時間がなかったもので十分お話ができない方もあったのですが、議長や委員にも要望書が提出されたわけです。これは、三重県のRDFを考える会やら、遅ればせながら四日市の公害市民塾の皆様も名前を連れて出してみえました。

たまたま、私が委員だからというようなことで、前から少しフェロシルトの問題とのかかわりの中で知り合いの方もみえたということで、ちょっとご紹介させてもらったことなのですけれども、私もついうっかりしていたのですが、指摘されれば、なるほどその通りだという思いがしたのは、当然のことながらこの議論の中で特別管理廃棄物はもうリサイクルの対象として排除しましょう、放射性の物質についても排除しましょう、それはもう当然の大前提だと思い込んでいました。だからそのことがきちんと条例の文章の中にも明記されるというようななかたちで、私はそれでもうなるほど良かったと確信もしていたわけです。

あの皆様方が痛い経験の中から、特に放射性廃棄物の0.14マイクログレイ以下のものに限ると、超えるものは排除するというように書いてあるという、この点についてぜひ見直してもらいたい。このことを入れてしまうと、結局、前のような形で石原産業のようなアイアンクレーがフェロシルトに化けた、これはもう明らかにサンプルそのものを変えたり、濃度の高いものを入れたりというようなことで初めて問題にな

ったり、あるいはあんなひどい放り方をして川を真っ赤な水にしたりというような、そんなことになったので発覚したのだけれども、0.14 マイクログレイというのは、あれはチタン鉱石を場外に出して、あんな放射線のあるものは本来全く出してはいけないのですが、場外に出して管理型廃棄物へ埋め立ててもよろしいと。しかし、それを管理型できちんと放って上を覆土して、というようなかたちにしなければいけないという、そのための基準であって、あれはこれ以下だったら絶対に大丈夫という基準でも何でもないのだと。

もともと、産業廃棄物処理法そのものも放射性廃棄物は除くという前提になっているので、だからあの0.14 というのは、あえて条例に謳うことは0.13 だから良いじゃないかということで、今さら石原産業がまた何かをつくってというようなことは、それは私もないだろうとは思いますが、またあってはならないことなのだけれども、今後、放射性の汚染されたものが0.13 ならば問題ないじゃないかと、条例で謳っているじゃないかというようなことで、リサイクルの対象にしなければならぬというような、そういう可能性も出てくるわけです。

ましてや、特別管理廃棄物でも、それこそ中間処理すれば無害化と書いてありますが、あれは完全な無害化というのは嘘ですけども、中間処理すれば実際にはリサイクルできるとなったら、再び石原のああいうアイアンクレーがそれこそ入り込んでくる危険性があると。だから、これは特に0.14 マイクログレイのあの文章は止めてもらいたいという、そういう要望、要請があったわけです。

それは、私もそう指摘されてしまうと、なるほどそれはその通りだという思いがあるし、あえてそんなことを謳わない方が良いのだと。これは当然、放射性廃棄物のものはリサイクルの対象にもならないですし、産業廃棄物の対象にもならないしということで、それが排除されているのに、わざわざ三重県の条例でそれを謳ってしまうというのはまずいということも指摘されたので、既にあの条例で決定されているということではあります、誠に申し訳ないけれどももう一度、審議をやり直してもらおうとか、あの条項についてぜひ、また必要ならば専門家の方の意見を聴いてもらうのです。私は昨日、当局などの意向も確認して、彼もそのように指摘されたら全く言われるとおりではありますけれども、理論的にはそういうことも成り立つなということにもなるのですけれども、これはやはり排除していく必要があるのではないかと、このように思うわけです。

そのようなことで、ぜひ一旦決めていただいたことではありますけれども、まだ全協なり、あるいは代表者会議への提案ということの前でもありますので、検討会の皆様にその点をもう一度ご理解いただけるように私からお願い申し上げます。

ましてや、もう一つは、あの人たちが知る術がなかったのです。私も少しうっかりしていたのですが、この条例検討の検証会も、同時にライブでインターネットで見られるとあって、普通の委員会とは違うので、これはそうではないのですね。だから、あの人たちは全然知らなかったのです。それでパブリックコメントで初めて見た

のだけれども、その段階では0.14 マイクログレイなどというような、あの条項は入っていなかったというようなことで、その時には全く知らなかったのだけれども、いよいよここでまとまったという時の伊勢新聞の記事で、それで初めて見たのですということで今回の申入れということになったわけです。ぜひとも皆様の再度のご検討ということになってしまうので、時間を煩わせて申し訳ないけれども、よろしく願いしたいというように思います。

委員:委員からお話のありました件につきましては、「RDFを考える会」などの団体から、昨日、議長と私宛に要望書が提出されました。皆様方のところにもお配りをさせていただいておりますので、ご覧になっていただいたかと思っておりますけれども、その件についてであります。

その要望につきましては、昨日、私自身も直接、要望される会の皆様方4名の方とお会いをし、その趣旨をお聴きをさせていただきました。それには、委員も同席いただきました。その際、今回の条例改正については、12回の議論を経て条例案として取りまとめ、既に採決を採ったものであり、これまで規則で定めていたことを条例案に明記するものであって、今回の条例改正等で基準を緩和するものではないことなどについて説明をさせていただきました。また、議長と私に要望いただいたものでありますので、お聴きをさせていただいた要望について議長と相談をして対応させていただきたいと、このようにその場では返答させていただきました。

昨日、議長と相談をし、あるいは執行部も直接呼んで、要望やあるいは条例改正の内容等について確認をし、さらに委員とも検討をさせていただいた結果、次のように考えております。ぜひご理解をいただきたいというように思っております。

三重県リサイクル製品利用推進条例は、昨年8月1日の第2回以来、12回にわたって議論を重ねてきたものであります。この間、リサイクル製品認定委員を参考人として招致して、その意見聴取を行い、また執行部からも説明聴取を述べ4回にわたって行うなど、慎重に議論を重ねてまいりました。本検討会において、放射性物質を除くとする規則の規定を条例上明記するとの議論があり、そのようになったものであるということで、このように理解をいたしております。フェロシルトの事件は反省をするといった県の姿勢も明らかにできたのではないかとこのように思っております。パブリックコメントの実施方法が不適切との指摘については、これまでの議会におけるパブリックコメントの方法にのっとったものであります。期間や周知方法、内容等が十分でなかったとの指摘については、反省するところではありますけれども、我々議員は地元の方々との交流などを通じて民意を受けて、それを議会に反映していくものだというように思っているところであります。

また、執行部に確認したところでありますけれども、その結果、次のようなことであります。条例第2条の定義において、0.14 マイクログレイ毎時を超える放射線を発するものをリサイクル製品から除くということは、ここでまずリサイクル製品から自動的に除くとしたものであります。これによって、そのまま条例第6条の規定に基

づいて、県が認定するというわけではありません。第2条の基準と第6条に規定する認定基準とは直接関連がないものであります。認定の申請があった場合、県は認定委員の意見も聴いた上で審査するもので、リスクのあるものにつきましては認定するものではありません。したがって、0.14 マイクログレイ毎時以下の、例えば先ほどお話のありました0.13 マイクログレイ毎時だからといって、自動的に認定するものではありません。そもそもリサイクル製品は、その用途に即した基準が定められているものであり、リサイクル製品というカテゴリーで別途緩い基準を設けるものではありません。0.14 マイクログレイ毎時という数値基準を設けることで、チタン鉱石についてのみ規制をかけるのではなく、今後、現在想定されていない放射性的鉱物等が使用されたりリサイクル製品が出てきても、排除される仕組みとしているものであります。

ちなみに、人は、宇宙から宇宙船やら、あるいは植物や大気、空気などからも放射能を浴びており、0.14 マイクログレイ毎時は通常の生活で被爆しているレベルよりも、さらに低いものであります。そういった意味で、これによって放射性物質を排除していることになるのではないかと考えております。以上、申し上げたようなことで、この検討会において既に採決されたものでありますので、決定をいただいた条例改正案を提出させていただきたいというように考えております。

委員：私も昨日いただいたものを読ませていただいて、その上でいろいろと考えてみたのですが、言われるように今回の条例は、もともとその対象にならないということも条文で明記して、そうかといってそれをクリアしたからすべて認定リサイクル商品になるわけではないと言われたように、認定委員の専門家の意見を聴いて決めるということもありますし、知事への申入れの中にも製品ごとに安全性だとか、そういう基準をきちんと県の方がよく分かるように示しなさいというような申入れをしておりますので、一応それでクリアできているのかと思います。

ただ、言われるように、パブリックコメントのことについては、0件だったということは私も残念だったし、今後やはり今までのやり方で見直すべき点はあるのかという気がしているのですが、だからといって今回の我々の議論をもう一度戻すところまでしなければいけないのかというのが正直な思いです。

委員：いかがでしょうか。

委員：私も昨日4名の方にお会いさせていただいて文書をいただきました。委員と同じになるのですが、委員から説明をいただいて、被害にあわれた方のお気持ちも分かりますし、お越しいただいたことに感謝もしたのですが、今おっしゃっていただいたお答えというのは、要望いただいた方々に文書として返させていただくことはできるのでしょうか。それはまたお考えいただきたいと思いますが、委員が言ってもらったように、すべて0.13 マイクログレイ以下だったらOKですというわけではないと。この安全性をしっかりと確かめるということで、リサイクル製品に認定することはないと聴かせてもらった。今、もう一度議論を戻してやるということに関しては他の先生方の意見もあるかと思うので、どうかとは思いますが、しっかりとああい

った要望、パブリックコメントの時に不備等があるのであればしっかりとこの部分も今後のパブリックコメントの在り方にも反映していかないといけないし。ああいう形で文書で持ってきていただいたので、県の考え方、検討会なり考え方を何らかの形でお示しをしないとイケないのかなと思います。

委員：委員は同意見ですか。はい。他の人はいかがですか。

委員：我々の検討会の中でこうなってきた、0.14 マイクログレイですか。これを入れたということは、より毅然とした姿勢をとということで、条文に入れてこの数字を入れたことで自動的に除かれるという、より毅然とした意思として入れたんでしたよね。それがご指摘をいただいてこれが抜け道になるのだということですがけれども、我々はこの議論の中ではそういう姿勢で、これを入れたことでより毅然とした条例になるのだということなのです。数字によってどういう害が起こっているのかということが分からないのでしっかりとと言えないのだけれども、自然界の中でも浴びる可能性がある以下ということなので、その辺りがこれを入れたことによって本当に全部排除するのだという意思に、我々はなっているはずです。ご心配ということで、数字のことでこう言われると、ああと私も思ったことはあったのですがけれども、しかしいろいろとそれまでの背景も考えると、やはりそういう意思で我々も考えているのでその方向で。

委員：従来、規則で0.14 マイクログレイ毎時という定めがあったわけですがけれども、それを議会なり県の方でより強く表すという意味で、条例に明記すべきではないかというような議論をした結果だと思っているのです。

委員：本当に皆様にこのような蒸し返しのような議論になってしましまして私も申し訳ないと思うのですが、ただ、被害を受けている、現にとっても良いのですが、岐阜でもまだ撤去できないところがあるし、それから瀬戸市などの場合は、昨日も瀬戸市から2人みえていましたけれども、まだ山積みになっているような状況です。それこそ、石原産業の中にも40何万トン、何ともならない、動かすこともできないという、そんな状況の中にある皆様方からも、あの方々も学者、研究者とも協力してやっているけれども、随分勉強もされたのだと思うのです。

私自身も、このリサイクル利用推進条例は、正直言いまして最初できた時に議会では賛成いたしました。伊勢新聞が、それも問題だったのだというようなことは書かれたけれども、私の思いとしては、リサイクル利用というそのことについて、当然あの時には産廃税もあったし、中小企業対策もあるしといったようなことの議論の中で、私はやはりリサイクルそのものに反対であるという立場ではありませんでしたから賛成はしました。しかし、随分あの当時は芝さんなどとも議論をしたことがありますし、自民党の議員さんの中でも特に水谷さん辺りから厳しい意見も出たということもあったと思うのです。

しかし、本来のこれは、議員提出条例を見てもらったら分かるけれども、これだけです。他は全会派の代表なりで提案しているけれども、これだけは新政みえのあれでという、ぶっちゃけた話ではそうなるのです。なぜそうなるのかが、私たちには分

からなかったのです。ところが、その後、私は残念ながら落選しましたけれども、その間にこの間も少し言いましたように、特別管理廃棄物が規則の中から消えてしまうわけです。完全に消えるのです。なぜそうなったのかと言っているのも、まだ残念ながら説明がされていないというような状況も率直にあるわけでありまして、それで当局は、議会がやったことだからみたいな格好で逃げると言いますか、そのための資料ではないかと思うくらい、芝さんには説明に行きましたみたいなことまで出してくる、肝心の検討会の資料は2回消えてなくなっているみたいなことまで、こんな奇奇怪怪なことなのです。これはいずれにせよ、この場での論議ではないからと言われたら何ですけれども、いずれやはり明らかにしなければいけないと私は思っているのです。

だから、そういう中で実は、0.14 マイクログレイというのは私もそれほどの専門家ではありませんからよく分かりませんが、実際上、チタン鉱石にかかわる一つのルールとして国が、これは法律でも規則でも何でもないので。たまたま、申合せルー尔的な感じで、各省の4省庁でつくられた一つの、チタン鉱石を外へ出して良いのか悪いのかというところの基準だけの話です。

それと、あの方々がおっしゃるのも、チタン鉱石以外にこんな0.14の、先ほどのこれ自身が問題だと思うのですが、当局は、自然界の放射線がいろいろありますというようなことはありますけれども、これはあくまでチタン鉱石の基準なのだと。これ以下ならば絶対に安全だというようなことはあり得ないわけです。だから、その意味でそれからまた他にこれだけの放射線を浴びるというようなものが今、特にリサイクルの対象になったり、廃棄物になったりというようなことは何もないのだと。だから、産業廃棄物の処理法の基準も、放射性物質は除くというように書いてあるわけですから、それでこと足りる、十分なのだと。だからあえて何も0.14というのを入れると、石原のアイアンクレーがまた加工されて出てくるという可能性、危険性があるということ、あの方々は指摘されるわけです。

ですから、今すぐそのようなものは認定しないと、2条、6条とのかかわりとか、そのようなことは当然あり得ると思うのですが、これは未来永劫にわたってということもあり得るわけで、その意味ではやはり今回のこの条例検討が、とにかく忌々しい石原産業のフェロシルトの大変な被害、損害、これで三重県の権威を大変傷つけたわけですが、そういったようなことからつくられたわけです。この人たちも、皆様が一生懸命に検証もされたということに対して大変評価もされているのだけれども、ここの部分を最後に書いたらこれはまずいのだということで、私もその時にきちんと言えれば良かったのですが、正直、規則のものをそのまま全面に出してというようなことで、ついうっかり0.14という数字があることも自覚していながらきちんと指摘できなかったのは申し訳なかったです。やはり、まずいなとか、あるいは危険性があるなというようなことは指摘されたら、これはやはり広く意見を聴いて、改めるということは決して一事不再議でも何でもありませんし、少し私自身を含めて非常に残念なことであります。しかし、改めるにはばかることなかれという立場で対応すべき

ではないかという思いであります。だから、これは本当にその意味では、石原産業のためにまた残したのかというように言われてしまったら元も子もないと言いますか、何のために論議していたのかということにもなりかねないので、有終の美を飾るという意味でもこれは除かないことにはまずいと。

それから、よその条例にも0.14などというが入っているのは全くないです。それから、放射性廃棄物について触れた条例も全くないし、三重県だけが特異にこれまた、やはり石原があるからだということになりかねないのです。本来、私たちはもともとの条例の中に、大企業のものが入っているなどというようなことは考えられなかったわけです。だから途中の経過の中でも、私は大企業を除けと言って、条文化してくださいというようなことも言ったのですが、そのことも残念ながら入りませんでしたし、だからそういう意味で、石原の手立てのために、助けるためにこんなことをまた将来残していくのかというようなことになったら、これはやはり禍根を残すというようなことで、どうぞ皆様よろしくお願ひしたいと思います。

委員：石原産業の事件が起きて、その反省の上に立って現行の規則に改正したわけですね。特管物とか放射線の物質については除くという規則をあえて定めたわけですね。それから、石原産業の事件が反省の上に立っているというようなことは間違いのないわけですね。委員がおっしゃるように、またまたそれに残すのかとおっしゃるわけですが、決してそのようなことではないわけでありまして。現在、運用している規則を、先ほど申し上げたように、議会の意思などをもう少し全面に出すと言いますか、強く打ち出すと言いますか、そのようなことで条例に明記した方がよいのではないかというような議論をしていただいたと思うのです。私自身はもう既に採決も終わっておりますので、確定していただいた案で条例案を提出させていただきたいというように思っているのです。皆様のご意見を伺うと、大半の方がそのようにおっしゃっていただいているのですが、いかがなものでしょうか。

委員：こういう意見があって、禍根を残すということでしたら委員の今のコメントも含めて、議事録と言いますか、そういう形でまたそういう議論をしたと、あと今のままでよいのではないかということの中でも、強く強調して他県では書いていないことも書いて、それを厳しく律するという方向の中の基で議論したということも含めて書いていただいて、その中で対応していくということの良いのではないかというように思います。

委員：今日、議論していただいていることは議事録に必ず残しますので、委員からそのようなご意見があったということは必ず議事録に明記されます。

委員：今の現状としておっしゃられたように、まだフェロシルトが山積みになっているとか、それからアイアンクレーの処分について国の方の方針が決まらないとか、リサイクル推進条例とはまた別の世界のことについては何らかの形で、例えば意見書を県議会から出しても良いわけですし、そういったことの対応というのはまた別途いただいた資料の中でも、ご意見の中にも対応しなければいけない部分というのはあると思う

のですけれども、それとその条例の見直し議論とのリンクというのは分けて考えた方が良いのではないかと思います。

委員：すみません、もう一つ。やはり、0.14 というものを入れたらそれを一人歩きさせてしまう、0.13 以下なら良いではないかということを確認してしまうということになってしまうわけです。しかも、測定などといっても石原産業は改ざんしていたわけですよ。あのようなものは常時できないわけです。毎日 100 トンから出てくるものを、常時の監視というのはいけません。だから、高濃度のものがどんと出てきて今、何ともならない状況になっているわけですよ。あれも出すわけにもいけませんし、埋めておいて大丈夫なのかという点でも国も全く明確な指針を示せていないわけです。だから、やはり 0.14 などというものを厳しいというつもりで入れたのだという思いと裏腹に、0.13 以下は、0.14 未満であれば何でも良いのだということを確認してしまうことになるし、石原のチタン鉱石もそのことによって日の目を見るということになってしまうのであれば、私たちの思いと全然反する条例になってしまうのではないかと思います。

だから、そこをこのところを理解していただきたいし、この人たちも今になってというようには言っていましたけれども、知らなかったのだということです。パブリックコメントではそれもはっきりしていなかったのだということで、ぜひともお願いしたいと思います。

しかも、今回のフェロシルトは、三重県の人には直接的な被害というのがほとんどないもので、目に見えないわけです。私のところの近所にもありましたし、員弁にも亀山にもたくさんあったのですけれども、ところがあの人たちは真っ赤に川を汚された人たちです。そのような中であの人たちも随分研究されたり、今の瀬戸は本当に山積みになったままで、どこへ持って行ったら良いかわからないというような状況になっているだけに、一つこの人たちの声はやはり聴きましょうよ。

これは、我々も専門の認定委員の人たちを呼んだ時にも、あの認定委員の指摘も全く生かされていなかったし、政治的にやはりこれは行政に落とし穴があったのだというようなことではっきり答えられなかったわけで、あの人たちの意向にも反してということになってしまったわけですから、やはり 0.14 のそれがあつたがために、これはチタンの鉱石だけのルールなのです。そういうことでよろしく願います。

委員：フェロシルトを認定製品に、リサイクル製品に認定した当時は、そういった基準がなかったものですから虚偽の申請もあってあのような結果になったわけですが、その上の反省に立って、規則で 0.14 マイクログレイ以上のものは駄目ですということにあえて規定したわけです。それを、規則よりもより思いを強めるという意味で条例に明記しようという議論をさせていただいたと思っているのです。委員のご意見として聴かせていただきますけれども、

委員：すみません。それは、思いはそうなのだったのですけれども、実は 0.14 マイクログレイというのができたのは、これは平成 3 年のことなのです。ずっと前からなのです。

この間、皆様にも配らせていただいた資料にもあったと思うのですが、あくまでもこれは一つの対応方針ということになって、それで科学技術庁やら当時、厚生省それから通産省やら労働省やらという4省庁のこういう一つの対応方針で、産廃の処分場でチタン鉱石が大問題になったことがあったのです。

そういうような中でつくられた0.14 マイクログレイで、だからこれはリサイクルして良いかどうかという基準に基づく厳しい基準でも何でもないので。だから、チタン鉱石は出しても良い、ところがこれ以下のものは出しても良いと言うけれどもリサイクルして良いということでは全くないわけで、管理型処分場できちんと管理しなさいと。その代わり放ったら土を上にかぶせなさいと。小山の処分場ではそのようなことはしていなかったのですけれども、そういうようなかたちで決められた基準ですから、これが厳しいとか何とかという基準ではないのです。

だから、そういう意味では、リサイクルの基準にこれを適用したら間違いなのだとこのことを言っているのです。だから、あえて何も書かないことが厳しいのです。最も厳しいのです。

これをあえて規則で慌てて、リサイクルの問題ができた時に慌てて県はやりましたよね。県当局は、フェロシルトのだまされたということが分かったもので大問題になって、それを規則へ、特管は駄目です、それからその時に放射性廃棄物は駄目ですというところにこれを運用して規則へ入れてしまったのです。ということなのです。慌てて入れただけです。そういう運用が、もちろん当局にもこんなまさか今後のフェロシルトみたいな石原産業のというものを想定したつもりは毛頭なかったでしょうけれども、これが一番厳しい基準だなどというようなことはないのだということ、本来、放射性廃棄物は駄目ですという考え方を入れるならば、0.14 などという数字をつくってしまったら駄目なのです。0.13 なら良いではないかという議論が出てきてしまうからです。そういうご指摘が、被害を受けた方々から出てきているということで、これはやはり一番重要に受け止めなければいけない問題ではないのかということでありませう。一つ賢明な見直しを皆様にはお願いしたいと思います。ごめんなさい。

委員：トータル、全体的に見て、0.14 というのも皆で決めたのだし、それからまた専門委員の議論ということもこれからもあるわけだから、一つの側面だけを言っていけばそれはいろいろと出てくるだろうけれども総合的に見れば私は委員のご意見の中で、収めたら良いと。特に、委員が言うことの中に、それだけに焦点を当てればそれは重要なことになるのかもしれませんが、私は今までの過去の経緯から見て、振り出しに戻して議論をしなければならぬようなことはないと思いますし、このことによってよりガードというものは整理されたのではないかというような気がいたします。まず、側面だけをあまり議論するとまた、ここで、判断したらどうですか。

委員：委員がおっしゃられることを真っ向から否定できる材料もないのですけれども、今までの審議の中で、0.14 という数字を示すこと自体が安全な上に輪をかけて安全なこの数字を示すことが安全ということをおっしゃっているのだという認識で、我々はきている

のです。委員のおっしゃるように、0.13とか0.12とか0.11とか0.14未満でも何か病気になるとか、触れると発がん性とかそのようなことを言われているような気がするのですが、もしそれが本当にそうならば、私達にもそう理解できるのであれば今もう一度揺り戻して、それはそんなことだったのかというようになるけれども、あの団体さんを信用しないとか、そのようなことではないのです。あの団体さんからご意見をいただいて、その方々の理屈で一応不安な面を言われるわけですが、それだけで今、揺り戻すほどのものは私にはないですし、もし明らかに0.13とか0.12とか0.14未満の数字でこんなことなのだとということがあれば立証されて私も思うことが、何かあればそうかと思うわけですが、今の時点では、ここまできたものをもう一度戻すということまでは、申し訳ないです。もしまた本当にそういうことであれば、0.12、0.13、0.11マイクログレイ毎時のものに触れたり近づいたりすると、すごく影響があるのだというような我々にも分かるものがあるならば、それは考えるかもしれませんが、ちょっとここまで来てからその部分だけでというのめいかなものかと思しますので、とにかくまずこれは成し遂げてということで思います。

委員：もう一言、すみません。委員のおっしゃる気持ちもよく分かります。実は、私も最終段階である規則というものがボンと条例に出てきたという時に、0.14というものがあってあれ、という思いもしながら、それはそれで良いのかという思いがしていたのです。そこが、本当に私の反省点なのです。

実は、あの0.14というものは、あくまでも放射線そのものが非常に低いから大丈夫だという基準ではないのです。これはあくまでもチタン鉱石の廃棄物を工場の外へ出して良いか悪いかの判断基準なのです。だから、このようなものをリサイクルにということになったら大問題なのだとということなのです。だから、0.14以上のものは工場外に出してはいけないというので、それできちんと保管しておかなければならないというか、これは産業廃棄物にもできないものなのです。それならば、0.14以下のものはどうなのかと言いましたら、これはリサイクルどころかきちんと保管して、きちんと管理型の処分場へ埋め立てなさいと。自然界に出してはいけないのだということで埋め立てなさいと。しかも、埋め立てたら必ず覆土として、きちんと管理型で後は管理をなさいとということの基準なのだとということなのです。非常に低レベルだということけれども、長期にわたったら被害が出ないという保証は絶対にはないのです。

それから、覆土するという点では、フェロシルトとかアイアンクレーというものはものすごく微粒子でしたから、それで風にも飛ぶということでじん肺の心配などもあって放射性廃棄物がじん肺にということになったら大変だと。だから、出してはいけない基準か、出して埋め立てることができる基準かというだけの0.14なのです。だから、私はもしその点での疑問ならば、これは私が偉そうに言っているよりも専門家なりこの要望を出してみえる人たちの意見もぜひ聴く機会をつくってもらえれば大変ありがたいと、そのような思いもしているわけです。本当にその意味であえてこだわって申し訳ないですが、私自身の反省も含めて、この点をぜひ考え直していただ

きたいと心からお訴えしたいと思います。

委員：委員がお一人でおっしゃってみえて、大半の方はもう決めたことで良いというようにおっしゃっておりますので、私としては多くの人の意見に従って確定をさせていただいた条例案を提出させていただくということで、この項については議論を終わらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（委員一同「はい。」）

委員 それでは、そのようにさせていただきます。

委員：態度を翻して反対と言わなくてはいいけないので困ったな。

委員：それでは、本日の議事は以上でございます。